

第98回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名
3階「ラ・ローズⅠ」

決議
事項

議 案 取締役6名選任の件

Atsugi

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時15分

アツギ株式会社

証券コード：3529

証券コード 3529
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

神奈川県海老名市大谷北一丁目3番2号
ア ツ ギ 株 式 会 社
代表取締役社長 日 光 信 二

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第98回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.atsugi.co.jp/ir/soukai.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アツギ」またはコードに証券コード「3529」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご来場されない場合は、あらかじめ書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名 3階「ラ・ローズⅠ」

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

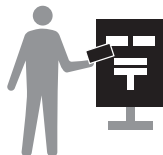
議 案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 株主の皆様にご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および定款の定めに基づき、下記の事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議およびその運用状況の概要
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤個別注記表

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時

●こちらに、議案の賛否をご記入ください。

[illegible]

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対される場合：
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

— 3 —

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、各取締役候補者は過半数を独立役員で構成する指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位・担当
1	再 任	にっ こう しん じ 日 光 信 二	代表取締役社長 社長執行役員
2	再 任	ふる かわ まさ ひろ 古 川 雅 啓	取締役執行役員 管理本部長 経営企画部長
3	新 任	なか むら さとし 中 村 智	執行役員 レッグ事業本部長
4	再 任	たか なし とし お 高 梨 利 雄	社外取締役 独立役員 社外取締役
5	再 任	お はら まさ とし 小 原 正 敏	社外取締役 独立役員 社外取締役
6	新 任	いの うえ ま り 井 上 真 理	社外取締役 独立役員

候補者
番 号

1 日 光 信 二

■生年月日
1956年12月12日

■所有する当社の株式数
30,219株

再 任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4 月	帝人商事(株) (現帝人フロンティア(株)) 入社	2015年 4 月	帝人グループ執行役員 兼 製品事業グループ長 兼 帝人フロンティア(株) 代表取締役社長
2003年 6 月	N.I.Teijin Shoji (Thailand)Co.,Ltd.社長	2017年 4 月	帝人グループ常務執行役員 繊維・製品事業グループ長
2008年 4 月	N.I.Teijin Shoji (U.S.A.).Inc. 社長		兼 帝人フロンティア(株) 代表取締役社長
2011年 6 月	NI 帝人商事(株) (現帝人フロンティア(株)) 取締役 工織・車輛資材本部長	2021年 4 月	同社取締役 特別顧問
2012年 4 月	同社取締役 産業資材部門長	2021年 6 月	同社特別顧問
2013年 6 月	帝人フロンティア(株)常務 取締役 産業資材部門長	2022年 4 月	当社顧問
2014年 6 月	同社専務取締役 衣料繊維第二部門長	2022年 6 月	当社代表取締役社長 (現任)
		2022年 6 月	当社社長執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

日光信二氏は、帝人フロンティア株式会社の代表取締役社長および帝人グループ常務執行役員などを歴任してきた経験から、繊維業界を熟知しているとともに同業界における高い見識とネットワーク、海外を含む豊富な経営経験を有しております。2022年6月の当社代表取締役社長就任以降、強力なリーダーシップを発揮し、中期経営計画『ATSUGI VISION 2024』に沿って事業構造および組織の改革を進めるとともに、当社グループの変革を主導しております。

これらの実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番 号

2 ふる かわ まさ ひろ
古 川 雅 啓

■生年月日
1979年1月2日

■所有する当社の株式数
5,982株

再 任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社経営企画室長
2010年 4 月	厚木靴下（煙台）有限公 司 総経理	2022年 6 月	当社取締役（現任）
2016年 4 月	当社管理本部経理部長	2022年10月	当社管理本部長（現任）
2020年 4 月	当社執行役員（現任）	2022年10月	当社経営企画部長（現 任）
2020年 4 月	当社管理統括		

取締役候補者とした理由

古川雅啓氏は、中国生産子会社の総経理として工場経営の経験を有しており、管理本部長として財務戦略やガバナンス強化を主導し、中期経営計画『ATSUGI VISION 2024』の策定を中心となって進めるなど当社グループの経営管理を牽引する中心的な役割を果たしております。

これらの実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番 号

3 なか むら
中 村

さとし
智

■ 生年月日
1964年 9月26日

■ 所有する当社の株式数
14,968株

新 任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4 月	厚木ナイロン商事(株)入社	2015年 4 月	当社繊維事業本部事業統括兼技術開発部長
2003年 4 月	当社チェーンストア第二支店長	2016年 4 月	当社繊維事業本部事業統括
2006年 4 月	当社執行役員	2019年 4 月	当社営業統括兼海外戦略部長
2008年 4 月	当社チェーンストア統括	2020年 4 月	当社研究開発統括
2008年 6 月	当社取締役	2021年 4 月	当社商品部長
2010年 4 月	当社本部営業部長	2022年 4 月	当社直営事業部長
2011年 4 月	当社営業本部副本部長兼本部営業部長	2023年 4 月	当社製品事業第4部長
2012年 4 月	当社営業本部長	2023年 4 月	当社執行役員（現任）
2013年 4 月	当社生産本部副本部長	2023年 4 月	当社レッグ事業本部長（現任）
2014年 4 月	当社生産本部副本部長兼生産管理部長		

取締役候補者とした理由

中村智氏は、営業ならびに生産、開発分野での経験を有し、当社のレッグ事業本部長として、変化の激しい流通業界を見据えた販売戦略の強化を進めるなど、営業部門においてリーダーシップを発揮し、当社の収益力向上に尽力しております。

これらの実績と経験を踏まえ、当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番 号

4

たか
高

なし
梨

とし
利

お
雄

■生年月日
1954年10月20日

■所有する当社の株式数
6,659株

再 任

社外取締役

独立役員



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4 月	旭化成工業(株) (現旭化成(株)) 入社	2017年 4 月	センコー(株)代表取締役
2009年 4 月	旭化成せんい(株) (現旭化成(株)) 執行役員	2017年 4 月	同社副社長執行役員
2011年 4 月	同社取締役常務執行役員	2017年 4 月	同社国際物流事業本部長
2012年 4 月	同社代表取締役社長	2020年 6 月	当社取締役 (現任)
2012年 4 月	同社社長執行役員	2021年 6 月	センコーグループホールディングス(株)取締役
2016年 4 月	旭化成(株)専務執行役員	2023年 6 月	(株)SENKO International Trading取締役会長 (現任)
2016年 4 月	同社繊維事業本部長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

高梨利雄氏は、株式会社SENKO International Tradingの取締役会長としてロジスティクス分野に高い見識を有するほか、長年にわたり旭化成株式会社の繊維事業部門において役員を歴任した経験から、繊維業界に精通しております。また、当社においては指名・報酬諮問委員会の委員長として、積極的な提言を通じてガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

これらの知識と経験等を踏まえ、引き続き当社グループの経営を独立的な立場から適切に監督し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番 号

5

お
小

はら
原

まさ
正

とし
敏

■生年月日
1951年4月25日

■所有する当社の株式数
818株

再 任

社外取締役

独立役員



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4 月	弁護士登録 吉川総合法律事務所 (現きっかわ法律事務所) 入所	2018年 1 月	帝人フロンティア(株) 取 締役
1987年 2 月	米国ニューヨーク州弁護 士登録	2019年 6 月	沢井製菓(株) 社外取締役
1988年 1 月	きっかわ法律事務所パー トナー (現任)	2021年 4 月	サワイグループホールデ ィングス(株) 社外取締役 (現任)
2017年 4 月	大阪弁護士会会長、日本 弁護士連合会副会長	2022年 9 月	澁谷工業(株) 社外監査役 (現任)
		2022年11月	LAWASIA執行理事
		2023年 6 月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小原正敏氏は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、法曹界における豊富な経験を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、一般事業会社の取締役や監査役としての経営監督経験を有しており、当社の取締役会等においても専門的な知見から積極的な提言をいただいております。国内外における法律に関する高度な知識と経験に基づき、引き続き当社経営を独立的な立場から適切に監督し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。

候補者
番号

6

いの
井

うえ
上

ま
真

り
理

■生年月日
1964年3月17日

■所有する当社の株式数
0株

新任

社外取締役

独立役員



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年10月	科学技術庁科学技術特別 研究員	2014年 6月	一般社団法人日本繊維機 械学会副会長・理事
2000年 5月	神戸大学発達科学部人間 環境科学科助教授	2019年 6月	帝人フロンティア(株) 社 外取締役 (現任)
2007年 4月	神戸大学大学院人間発達 環境学研究科准教授	2020年 4月	神戸大学附属中等教育学 校 校長
2010年 5月	一般社団法人日本家政学 会代議員	2020年 6月	一般社団法人日本繊維機 械学会会長・代表理事
2012年 6月	一般社団法人繊維学会理 事	2022年 4月	一般社団法人Textile Circular Network 理事 (現任)
2013年 2月	神戸大学大学院人間発達 環境学研究科 教授 (現 任)		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

井上真理氏は、衣環境学および感性工学分野の研究者であり、繊維製品の快適性能や衣生活が環境に及ぼす影響について深い知見を有し、学会の理事を歴任しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、繊維に対する深い知見に基づき当社経営を独立的な立場から適切に監督し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には持株会名義分も含んでおります。
3. 高梨利雄、小原正敏、井上真理の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、高梨利雄、小原正敏、井上真理の各氏の選任が承認された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結または継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で、日光信二、古川雅啓、高梨利雄、小原正敏の各氏を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害やこれにより生じる争訟費用等を当該保険契約により保険会社が賠償するものですが、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないこととされております。同氏らの選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。また、中村 智、井上真理の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏を被保険者とする同内容の保険契約を新たに締結する予定です。
6. 当社は、高梨利雄、小原正敏、井上真理の各氏を、本議案をご承認いただけることを条件として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として、同取引所に対し届け出ております。

7. 社外取締役候補者の過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

小原正敏氏が社外取締役に兼任しているサワイグループホールディングス株式会社の子会社である沢井製薬株式会社において、同社九州工場で製造する製品のモニタリングのための溶出試験で従前から不適切な試験が行われていたことが発覚し、同社は、2023年12月、厚生労働省、大阪府および福岡県より行政処分を受けました。

同氏は事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言により注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実を認識後は、直ちに特別調査委員会を設置し、その原因究明と再発防止策を検討し、ガバナンスの再構築、法令遵守の徹底、人事制度の見直し、内部通報制度の活用・強化、経営陣と従業員の対話促進等の施策が構築されるよう監督し、その適正な運用がなされるよう助言を行うなど、適切に職責を果たしております。

(ご参考) スキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

区分	氏 名	属性	専門性・経験が発揮できると期待する領域						
			企業経営・ 経営戦略	営業・商品 開発・マー ケティング	生産・ 技術開発・ 品質管理	海外事業	組織・人材 開発・ダイ バーシティ	財務・会計・ 税務	法務・リスク 管理・ ガバナンス
取締役	日 光 信 二	社内	●	●		●			
	古 川 雅 啓	社内	●		●			●	
	中 村 智	社内	●	●	●				
	高 梨 利 雄	社外・独立	●	●		●			
	小 原 正 敏	社外・独立					●		●
	井 上 真 理	社外・独立		●	●		●		
監査役	佐 藤 智 明	社内	●		●				●
	小 川 恒 弘	社外・独立	●			●			●
	赤 塚 孝 江	社外・独立	●			●		●	●

以 上

事業報告 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う行動制限の解除により社会・経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向が見られました。その一方で、不安定な国際情勢や、外国為替相場の円安基調等による資源・エネルギー価格の高騰、これらを背景とした物価上昇等、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

繊維業界においては、社会・経済活動の正常化に伴い外出機会が増加したことや、入国制限緩和によりインバウンド需要が回復基調で推移したこと等により、市況の好転が見られるものの、物価上昇の長期化による消費者の生活防衛意識や節約志向は根強く、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、2023年3月期から2025年3月期までを実行期間とする中期経営計画『ATSUGI VISION 2024』を改訂いたしました。改訂後の計画では、「顧客視点に立脚した価値創りへのシフト」、「ブランド力強化による市場ポジションの明確化」、「企業風土改革による強い組織力の実現」、「従前発想から脱却したビジネスモデルの実現」の4つの新たな課題を掲げて、それぞれの課題に対する戦略を推進しております。あわせて、企業ブランド強化策の一環として、「肌と心がよるこぶ、今と未来へ。」をパーパスに、「肌心地から、感動を生み出す フィールウェアのアツギへ。」をビジョンに制定し、グループ一丸となってこれらを実現するための取り組みを進めております。

当連結会計年度は、人流の回復による経済活動の正常化が進んだことにより、売上高は前連結会計年度を上回る水準で推移いたしました。利益面においては、商品価格の一部見直しを実施したことや、生産機能を中国工場へ集約し生産体制の最適化を図ったことによる製造原価の低減効果により改善傾向にありますが、円安の進行、原燃料価格や物流費の高止まりなどの要因により、営業利益の黒字回復には至りませんでした。また、改訂後の『ATSUGI VISION 2024』において掲げた政策保有株式の縮減方針に則り、政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券売却益643百万円、中国の連結子会社における固定資産の譲渡等による固定資産売却益1,329百万円を特別利益に計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,209百万円（前期比3.4%増）、営業損失は425百万円（前年同期は2,131百万円の損失）、経常損失は51百万円（前年同期は1,583百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,331百万円（前年同期は1,215百万円の損失）となりました。

なお、事業別の状況は次のとおりであります。

繊維事業

(1) レッグウェア分野

行動制限の緩和による人流の回復や、商品価格を適切な価格に見直したことが寄与し、同分野の連結売上高は11,365百万円（前期比3.2%増）となりました。

(2) インナーウェア分野

消費者の生活防衛意識の高まりなどから全般的に厳しかったものの、紳士インナーウェアが堅調に推移したことにより、同分野の連結売上高は8,638百万円（前期比4.8%増）となりました。

これらの結果、繊維事業の連結売上高は20,004百万円（前期比3.9%増）、営業損失は821百万円（前年同期は2,474百万円の損失）となりました。

不動産事業

保有資産の有効活用を進めており、当事業の連結売上高は580百万円（前期比6.6%増）、営業利益は422百万円（前期比8.8%増）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、太陽光発電による売電は太陽光発電所のケーブル盗難被害により発電量が減少し、介護用品の販売も苦戦しました。これらの結果、当事業の連結売上高は624百万円（前期比10.6%減）、営業利益は60百万円（前期比3.5%増）となりました。なお、太陽光発電所のケーブル盗難被害は既に復旧しております。

期末配当につきましては、業績および財務体質の強化などを総合的に勘案し、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は21億円であり、その主なものは基幹システムの更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第95期 2021年3月期	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期	第98期 2024年3月期
売上高 (百万円)		16,228	21,445	20,503	21,209
経常損失 (△) (百万円)		△1,995	△1,804	△1,583	△51
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)		△3,826	△1,827	△1,215	1,331
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		△238.72	△114.03	△75.87	83.12
総資産 (百万円)		44,343	42,234	40,688	42,014
純資産 (百万円)		33,956	32,145	30,932	33,441
1株当たり純資産 (円)		2,110.50	2,005.98	1,930.44	2,087.43

〔注記〕 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、過年度から続く業績悪化を踏まえ、当連結会計年度より、中期経営計画『ATSUGI VISION 2024』を改訂し、「顧客視点に立脚した価値創りへのシフト」、「ブランド力強化による市場ポジションの明確化」、「企業風土改革による強い組織力の実現」、「従前発想から脱却したビジネスモデルの実現」の4つの課題を掲げました。それらの課題に対する戦略である「付加価値の最大化」、「コスト構造改革」、「資本の効率化」、「組織改革（人的資本への投資）」に取り組むことにより黒字転換を図り、さらには将来の持続的成長のための安定した財務基盤の確立を目指しております。また、お客様の価値観・ライフスタイルが大きく変容していく中で、より良い商品やサービスをお届けするべく、企業の存在意義と目指すべき姿を見直す目的でリブランディングを実施しました。パーパスを「肌と心がよるこぶ、今と未来へ」、ビジョンを「肌心地から、感動を生み出す フィールウェアのアツギへ」に制定し、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

当連結会計年度においては、生産拠点の海外集約や商品の価格見直しなどによる収益構造の改善が進み、損失幅は大きく縮小したものの、営業利益の黒字化には至りませんでした。今後は黒字化達成に向けて、生産工場における自動化を積極的に進め、さらなる生産効率アップと製造原価の低減を図るとともに、パーパス、ビジョンを実現するべく付加価値の高い商品創りとブランド力強化に取り組んでまいります。また、中期経営計画の重点取組項目として位置付けているD2C事業の確立については、運営体制の強化を図り、売上拡大を目指します。さらに、資本の効率化を進めるため、政策保有株式の縮減、CCCの短縮などに注力してまいります。組織改革（人的資本への投資）に関しては、従業員の士気を高め一人ひとりが生き活きと活躍することができる環境の整備を目的として人事制度改革を進めております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社

- ① 親会社の関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社レナウンインクス	300百万円	100%	レッグウェアおよびインナーウェアの製造販売
煙台厚木針織有限公司	1,100万US\$	100%	レッグウェアの製造販売
厚木靴下（煙台）有限公司	1,800万US\$	100%	レッグウェアの製造販売

[注記] 煙台厚木針織有限公司は、2023年4月26日付で資本金の額を1,800US \$ から1,100US \$ に減少いたしました。

(7) 主要な事業内容

事 業	主要取扱商品
繊維	(レッグウェア) ストッキング、タイツ、ソックス等 (インナーウェア) 肌着、ブラジャー、ショーツ、ガードル、ナイトウェア等
不動産	土地および建物の賃貸
その他	介護用品、太陽光発電による売電等

(8) 主要な営業所および工場

区 分		営業拠点・物流センター・工場名および所在地
当 社	本 店	神奈川県海老名市
	営業拠点 (5事業部)	製品事業第1部（神奈川県海老名市）、製品事業第2部（神奈川県海老名市）、 製品事業第3部（大阪府大阪市）、製品事業第4部（神奈川県海老名市）、 インナー事業部（神奈川県海老名市）
	物流センター (2センター ・1倉庫)	東京（神奈川県海老名市）、九州（長崎県佐世保市）、白石倉庫（宮城県白石市）
	株式会社レナウンインクス	本店（東京都江東区）、大阪事務所（大阪府大阪市）
煙台厚木針織有限公司		中国山東省煙台市経済技術開発区
厚木靴下（煙台）有限公司		中国山東省煙台市経済技術開発区

〔注記〕 当社は2023年4月1日付で組織変更を行い、製品事業第4部が担当していた販売業務を製品事業第1部に移管・集約し、製品事業第5部を製品事業第4部に呼称変更しております。

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
織 維 事 業	1,431名	43名増
不 動 産 事 業	—	1名減
そ の 他 の 事 業	12名	1名増
合 計	1,443名	43名増

〔注記〕 就業人員で表示しております。臨時従業員（期中平均557名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137名	3名減	43才 4ヶ月	13年 5ヶ月

〔注記〕 就業人員で表示しております。臨時従業員（期中平均413名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行シンジケートローン（トランシェ A）	320百万円
株式会社三井住友銀行シンジケートローン（トランシェ B）	241百万円
株式会社横浜銀行	348百万円

[注記] 株式会社三井住友銀行シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする複数の金融機関からの借入によるものです。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,103,900株
(2) 発行済株式の総数 17,319,568株（自己株式1,299,322株を含む）
(3) 株主数 15,830名
(4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社ヨシキホールディングス	1,483	9.26
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	1,084	6.77
東レ株式会社	1,025	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	706	4.41
株式会社オンワードホールディングス	612	3.82
立花証券株式会社	523	3.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	522	3.25
江綿株式会社	400	2.49
吉木 伸彦	396	2.47
旭化成株式会社	345	2.15

- 〔注記〕 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記表以外に、当社は自己株式1,299,322株を保有しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	日 光 信 二	社長執行役員
取締役	古 川 雅 啓	執行役員、管理本部長、経営企画部長
取締役	高 梨 利 雄	株式会社SENKO International Trading取締役会長
取締役	小 原 正 敏	きっかわ法律事務所パートナー弁護士 サワイグループホールディングス株式会社社外取締役 澁谷工業株式会社社外監査役
取締役	矢 田 真 理	オフィス矢田代表
常勤監査役	佐 藤 智 明	
監査役	小 川 恒 弘	日本製紙連合会理事長
監査役	赤 塚 孝 江	プレミアム国際税務事務所代表 レオン自動機株式会社社外取締役

- 〔注記〕
1. 取締役高梨利雄氏、小原正敏氏および矢田真理氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小川恒弘氏および赤塚孝江氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役赤塚孝江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役高梨利雄氏、小原正敏氏および矢田真理氏、監査役小川恒弘氏および赤塚孝江氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当期中の役員の異動
 (就任) 2023年6月29日開催の第97回定時株主総会において取締役に小原正敏氏および矢田真理氏、監査役に小川恒弘氏および赤塚孝江氏が新たに選任され就任いたしました。
 (退任) 2023年6月29日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって取締役牧野智哉氏および播磨奈央子氏、監査役後上憲一氏および高野健吾氏は任期満了により退任いたしました。
 6. 取締役高梨利雄氏は、2023年6月16日付でセンコー株式会社の代表取締役を、2023年6月28日付でセンコーグループホールディングス株式会社の取締役を、それぞれ退任いたしました。また、2023年6月28日付で株式会社SENKO International Tradingの取締役会長に就任いたしました。
 7. 監査役赤塚孝江氏は、2023年6月27日付でレオン自動機株式会社の社外取締役に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	自社株取得目的報酬
取 締 役 (うち社外)	7名 (4名)	44百万円 (10百万円)	27百万円 (10百万円)	10百万円 (—)	6百万円 (—)
監 査 役 (うち社外)	5名 (4名)	17百万円 (8百万円)	17百万円 (8百万円)	— (—)	— (—)
合 計 (うち社外)	12名 (8名)	62百万円 (18百万円)	44百万円 (18百万円)	10百万円 (—)	6百万円 (—)

- [注記] 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2000年6月29日開催の第74回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額20百万円以内(使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まない)、監査役の報酬限度額を月額5百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名であります。
3. 社外取締役を除く取締役に短期の業績に対する動機付けの強化を図ることを目的とした業績連動報酬を支給しており、算定の基礎となる業績指標として、前事業年度に係る連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROEの達成率を選定しております。当該業績指標を選定した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として適切と考えられるためであります。算定方法は、各業績指標に応じた係数(ウェイト)を定めたうえで、期初に公表された予想額または目標値に対しての達成率に基づき係数を決定し、当該係数を基本報酬との割合に基づき決定される基準金額に乗じて算定しております。選定した業績指標の期初に公表された予想額または目標値は、連結売上高23,800百万円、連結営業利益100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円、ROE1%、業績指標の実績は、「1.(1) 事業の経過およびその成果」に記載の額およびROE△3.9%であります。
4. 自社株取得目的報酬は、基本報酬との割合に基づき決定されるものであり、当社からの株式の割当を受ける目的ではなく、役員持株会への拠出を目的として支給されるものです。
5. 業績悪化に対する経営責任を明確にするため、2019年7月から2024年6月までの期間において、役員報酬の減額(代表取締役社長は2023年6月までは月額報酬の総額から10%、2023年7月以降は月額報酬の総額から30%、社外取締役を除くその他の取締役は月額報酬の総額から30%、社外監査役を除くその他の監査役は月額報酬の総額から20%)を実施しております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

- ① 役員の報酬等の決定方針の決定方法
役員報酬の決定方針については、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けて、取締役会において当該決定方針を決議しております。
- ② 決定方針の概要
ア. 役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、取締役は過半数を独立役員で構成する指名・報酬諮問委員会の諮問を受けて、役員報酬規程に基づき取締役会決議により、監査役は監査役の協議により決定する。

- イ. 役員の報酬は、いずれも金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬、自社株取得目的報酬で構成され、それぞれを月額報酬として支給することを原則とする。種類別の報酬割合は、取締役（社外取締役を除く）については、基本報酬35%、業績連動報酬50%、自社株取得目的報酬15%とし、監査役および社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成することを原則とする。

種類別の報酬の定義は以下のとおりとする。

1) 基本報酬

月額の固定報酬とし、職務の役割と責任に応じて役位別に役員報酬規程により決定し支給する。

2) 業績連動報酬

短期の業績に対する動機付けの強化を図る目的で、前事業年度に係る連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROEの達成率に応じた係数を定め、基本給との割合に基づき決定される基準金額に当該係数を乗じて決定し月額報酬として支給する。

3) 自社株取得目的報酬

中長期的な企業価値（≒株価）連動型報酬で、基本報酬との割合に基づき決定される額を毎月支給し、これを役員持株会に毎月拠出して自社株式の取得に充当する。なお、取得した自社株式については、在任期間中および退任後1年間保有を義務付けることにより、株主との中長期的な利害の共有を図る。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重して決定するため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 高梨利雄

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社SENKO International Tradingの取締役会長であります。当社は株式会社SENKO International Tradingとの間に取引等の特別な関係はありません。

- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- ウ. 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の内容
当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。
なお、同氏は、ロジスティクス分野および繊維業界に精通し、経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。これに対し、同氏は、取締役会において経営計画や事業戦略等について当該視点から適宜指摘、発言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしているほか、指名・報酬諮問委員会の委員長として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

② 取締役 小原正敏

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
きっかわ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社はきっかわ法律事務所との間に取引等の特別な関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
サワイグループホールディングス株式会社の社外取締役および澁谷工業株式会社の社外監査役であります。当社はサワイグループホールディングス株式会社および澁谷工業株式会社のいずれとの間にも取引等の特別な関係はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の内容
就任後当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。
なお、同氏は、弁護士としての法曹界における豊富な経験と一般事業会社の経営監督経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。これに対し、同氏は、取締役会において経営計画やコンプライアンス等に関して当該視点から適宜質問、提言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

③ 取締役 矢田真理

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
オフィス矢田の代表であります。当社はオフィス矢田との間に取引等の特別な関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

- ウ. 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の内容
就任後当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。
なお、同氏は、証券アナリストとしての豊富な経験に加え、企業アドバイザーとして
事業戦略・財務戦略支援の分野における知見および実務経験を有しており、当該視点
から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりました。こ
れに対し、同氏は、取締役会において経営計画や事業のリスク等について当該視点か
ら適宜質問、提言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしているほか、指
名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしてお
ります。

④ 監査役 小川恒弘

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関
係
日本製紙連合会の理事長であります。当社は日本製紙連合会との間に取引等の特別な
関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
就任後当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、就任後当事
業年度に開催された監査役会10回のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議
案・審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員と
して、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

⑤ 監査役 赤塚孝江

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関
係
プレミア国際税務事務所の代表であります。当社はプレミア国際税務事務所との間に
取引等の特別な関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
レオン自動機株式会社の社外取締役であります。当社はレオン自動機株式会社との間
に取引等の特別な関係はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
就任後当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、就任後当事
業年度に開催された監査役会10回のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議
案・審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員と
して、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役高梨利雄氏、小原正敏氏および矢田真理氏ならびに監査役小川恒弘氏および赤塚孝江氏と同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社取締役および監査役、執行役員ならびに海外子会社を含むすべての子会社役員・執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害やこれにより生じる争訟費用等を当該保険契約により保険会社が賠償するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があり、当該損害については填補の対象としないこととされています。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 当社が支払うべき報酬等の額

50百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

- [注記] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、第98期の会計監査人の監査計画の内容は妥当であり、前期の会計監査人の職務の遂行状況および報酬等に鑑みて、提示された第98期の報酬等の額は相当であると判断し同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当であると監査役の全員が判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況や監査活動の適切性、妥当性等を勘案し、取締役と綿密な連携をとりつつ、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 海外子会社の会計監査の状況

海外子会社については、当社の会計監査人以外の現地会計事務所「和信会計士事務所」他が会計監査を行っております。

事業報告注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,983	流 動 負 債	4,104
現 金 及 び 預 金	3,870	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,434
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,185	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	470
商 品 及 び 製 品	5,010	未 払 法 人 税 等	135
仕 掛 品	1,072	賞 与 引 当 金	44
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	652	そ の 他	2,020
そ の 他	2,220	固 定 負 債	4,468
貸 倒 引 当 金	△26	長 期 借 入 金	439
固 定 資 産	25,030	繰 延 税 金 負 債	1,578
有形固定資産	16,815	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,286
建 物 及 び 構 築 物	1,639	退 職 給 付 に 係 る 負 債	894
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,905	そ の 他	270
土 地	11,982	負 債 合 計	8,572
建 設 仮 勘 定	1,216	純 資 産 の 部	
そ の 他	72	株 主 資 本	28,069
無形固定資産	1,669	資 本 金	20,000
土 地 使 用 権	430	資 本 剰 余 金	10,272
ソ フ ト ウ エ ア	107	利 益 剰 余 金	△734
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,126	自 己 株 式	△1,468
そ の 他	4	その他の包括利益累計額	5,371
投資その他の資産	6,544	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,172
投 資 有 価 証 券	6,076	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	785
繰 延 税 金 資 産	25	土 地 再 評 価 差 額 金	388
そ の 他	443	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,025
		純 資 産 合 計	33,441
資 産 合 計	42,014	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,014

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,209
売上原価		14,359
売上総利益		6,849
販売費及び一般管理費		7,275
営業損失(△)		△425
営業外収益		
受取利息及び配当金	176	
為替差益	119	
その他	96	393
営業外費用		
支払利息	9	
支払手数料	1	
租税公課	1	
その他	6	19
経常損失(△)		△51
特別利益		
固定資産売却益	1,329	
投資有価証券売却益	643	
受取保険金	20	1,992
特別損失		
盗難損失	18	
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	1	31
税金等調整前当期純利益		1,909
法人税、住民税及び事業税	446	
法人税等調整額	131	577
当期純利益		1,331
親会社株主に帰属する当期純利益		1,331

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,129	流 動 負 債	3,437
現 金 及 び 預 金	854	支 払 手 形	232
受 取 手 形	73	買 掛 金	1,604
売 掛 金	2,730	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	470
商 品 及 び 製 品	4,397	未 払 金	279
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	32	未 払 費 用	67
前 払 費 用	47	未 払 法 人 税 等	99
そ の 他 金	1,996	前 受 り 金	52
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	12
固 定 資 産	27,847	賞 与 引 当 金	40
有 形 固 定 資 産	13,307	そ の 他	577
建 物	733	固 定 負 債	3,808
構 築 物	21	長 期 借 入 金	439
機 械 及 び 装 置	497	繰 延 税 金 負 債	1,208
車 輜 及 び 運 搬 具	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,286
土 地	11,982	退 職 給 付 引 当 金	624
建 設 仮 勘 定	47	そ の 他	248
そ の 他	24	負 債 合 計	7,245
無 形 固 定 資 産	1,162	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	92	株 主 資 本	27,328
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,068	資 本 金	20,000
そ の 他	1	資 本 剰 余 金	8,841
投 資 そ の 他 の 資 産	13,377	資 本 準 備 金	4,951
投 資 有 価 証 券	6,076	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,890
関 係 会 社 株 式	136	利 益 剰 余 金	9
関 係 会 社 出 資 金	5,023	そ の 他 利 益 剰 余 金	9
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,491	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	22
長 期 前 払 費 用	25	繰 越 利 益 剰 余 金	△12
そ の 他 金	79	自 己 株 式	△1,522
貸 倒 引 当 金	△3,455	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,404
資 産 合 計	37,977	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,158
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	857
		土 地 再 評 価 差 額 金	388
		純 資 産 合 計	30,732
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,977

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		13,707
売上原価		9,514
売上総利益		4,193
販売費及び一般管理費		4,764
営業損失 (△)		△570
営業外収益		
受取利息及び配当金	542	
受取賃貸料	52	
為替差益	9	
その他	44	649
営業外費用		
支払利息	6	
固定資産賃貸費用	42	
支払手数料	1	
租税公課	1	
貸倒引当金繰入額	181	
その他	2	234
経常損失 (△)		△156
特別利益		
投資有価証券売却益	643	
受取保険金	20	663
特別損失		
盗難損失	18	
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	38	68
税引前当期純利益		439
法人税、住民税及び事業税	40	40
当期純利益		398

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ア ツ ギ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アツギ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アツギ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ア ツ ギ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アツギ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、各部署の責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2024年5月21日

アツギ株式会社	監査役会				
常勤監査役	佐藤	智	明	⑤	
社外監査役	小川	恒	弘	⑤	
社外監査役	赤塚	孝	江	⑤	

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名 3階「ラ・ローズ」
お問い合わせ先 当社・本社代表電話：046(231)1111



交通

- 小田急線または相鉄線「海老名駅」東口より徒歩約8分
新宿より快速急行で約43分（小田急線）
横浜より特急で約30分（相鉄線）
- JR相模線「海老名駅」より徒歩約10分

※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2024年6月5日

**第98回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**業務の適正を確保するための体制等の整備についての
決議およびその運用状況の概要**

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

アツギ株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議およびその運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針に関する決議の内容

I. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社および子会社を対象とする「企業行動基準」および「役職員行動規範」を当社にて制定し、当社および子会社全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
2. 当社内部監査担当者が、当社および子会社の業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。
3. 当社および子会社における取締役等および使用人の職務執行の適法性の確保をより確実にするため、当社において独立性の高い人材を含む社外取締役と社外監査役を選任し、当社取締役会による監視を行う。
4. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

II. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
2. 文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。

III. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理については、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である当社経営企画部がリスク管理規程に基づき、当社および子会社のリスクを総括的に管理する。
2. 当社内部監査担当者が子会社も含めた部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に当社担当取締役に報告する体制とする。
3. 当社および子会社の重要なリスクについては、状況および対応策を当社担当取締役が当社経営会議および取締役会において報告する。

IV. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社各本部および子会社は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、当社および子会社の全社員に公開することにより、取締役等と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
2. 当社各本部および子会社の目標の達成度は、当社取締役で構成する経営会議において定期的にレビューし、進捗管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
3. 当社および子会社の重要事項については、当社取締役で構成する経営会議において審議を行う。

V. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社関係会社管理規程に基づき、子会社は当社各本部長または担当部長の管理下に置かれ、子会社の業務執行については、当社各本部長または担当部長が各子会社より報告を受ける。この他、当社および子会社の経営幹部を構成員とする計画審議会および実績報告会を定期的に開催し、各子会社より報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
2. 重要な子会社については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。

VI. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、当社監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。

VII. 前号の使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価については、当社監査役会の意見を尊重する。
2. 当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けない。

VIII. 当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

1. 当社および子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
2. 当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為や当社および子会社の財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社倫理情報受付窓口へ報告し、当該倫理情報受付窓口担当者は、当社監査役にその内容の報告を行う。
3. 当社内部監査担当者による当社および子会社に対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の結果は、遅滞なく監査役に報告することとする。
4. 監査役は、当社取締役を構成員とし、当社および子会社の経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べる。

IX. VIIIの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として当社および子会社が不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

X. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

XI. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2. 監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

XII. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社は、当社および子会社の職務の執行の法令・定款への適合性を確保するため、「企業行動基準」および「倫理規程」を定期的に啓蒙し、当社および子会社の役職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、当社内部監査担当者が年度監査計画に沿って内部監査を実施し、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性のチェックを行っております。また、当社および子会社の職務の執行の効率性を確保するため、当社各本部長が年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開し、職務の執行における目標共有、意思統一に努めております。この他、当社および子会社の月次業績・業務執行状況については当社取締役会にて定期的に報告が行われており、重要事項については取締役会、経営会議、実績報告会等にて審議・決定を行っております。

リスク管理については、当社リスクマネジメント委員会が当社および子会社に対し業務プロセス別内部統制およびリスク管理マニュアルに基づくリスク管理を実施し、重点監査項目を設定して評価した上で、同委員会において結果および課題、改善策について報告が行われております。

当社監査役は、当社監査役会において定めた監査計画に基づき子会社を含む事業所等への往査に加えて、当社各部門の管理者との面談を随時実施し、業務執行状況や問題点の把握に努めております。この他、経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べております。また、当社監査役会が定期的に当社代表取締役社長と意見交換会の実施、外部の会計監査人から監査方針および監査状況の報告を受け、情報の共有を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	10,272	△2,076	△1,466	26,728
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,331		1,331
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動			10		10
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,341	△1	1,340
当期末残高	20,000	10,272	△734	△1,468	28,069

項 目	その他の包括利益累計額					純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,839	411	388	1,563	4,203	30,932
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,331
自己株式の取得						△1
連結範囲の変動						10
その他						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	332	373	－	462	1,168	1,168
連結会計年度中の変動額合計	332	373	－	462	1,168	2,508
当期末残高	2,172	785	388	2,025	5,371	33,441

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社レナウンインクス、煙台厚木針織有限公司、厚木靴下（煙台）有限公司、煙台阿姿誼靴下有限公司

当連結会計年度において、厚木香港有限公司は重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 厚木香港有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（厚木香港有限公司）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	株式会社レナウンインクス	決算日	12月末日	* 1
	煙台厚木針織有限公司	決算日	12月末日	* 2
	厚木靴下（煙台）有限公司	決算日	12月末日	* 2
	煙台阿姿誼靴下有限公司	決算日	12月末日	* 2
	阿姿誼（上海）国際貿易有限公司	決算日	12月末日	* 2
	厚木（上海）時装貿易有限公司	決算日	12月末日	* 2

* 1：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上の調整を行っております。

* 2：連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

移動平均法又は先入先出法による原価法

ただし、土地は個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

 当 社 及 び 国 内 子 会 社

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

 海 外 子 会 社

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～65年

機械装置及び運搬具 7 年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、繊維製品の製造・販売を主な事業としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を引渡しした時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約

(ヘッジ対象) 外貨建予定取引

ヘッジ方針 当社グループは、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務として、自己都合要支給額を計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 ー百万円 有形固定資産 16,815百万円 無形固定資産 1,669百万円

なお、当連結会計年度において繊維事業の有形固定資産2,069百万円及び無形固定資産1,161百万円を含む資産グループについて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定にあたって使用した将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された3ヵ年の中期経営計画を基礎とし、その後の期間については長期成長率をゼロと仮定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、中期経営計画の基礎となる販売数量及び販売価格を重要な仮定としております。そのため、翌連結会計年度において、中期経営計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加で減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,776百万円

2. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号 最終改正平成15年5月30日)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価の方法 対象となる事業用土地の地域性、重要性及び用途を考慮して、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3項に定める地方税法「昭和25年法律第226号」第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び第4項に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に合理的な調整を行って算定する方法、また、第5項に定める不動産鑑定士による鑑定評価による方法で算定しております。

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額

717百万円

3. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物 236百万円

土地 3,365百万円

計 3,601百万円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 187百万円

長期借入金 187百万円

計 374百万円

上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は4,950百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,319,568株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループの資金運用は、安全性の高い短期的な金融商品に限定しております。
受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程等に沿って、定期的にモニタリングを行い、リスクの軽減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり定期的に時価及び発行体の財務状況を把握しております。一部外貨建ての買掛金については為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しております。長期借入金は、変動金利の借入金であり金利の変動リスクに晒されておりますが、随時市場金利の動向をモニタリングしております。デリバティブ取引に係るリスクは、社内規程に従い、適切な管理を行い、投機的な取引は行わない方針であります。
2. 金融商品の時価等に関する事項
2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	6,069	6,069	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(909)	(909)	—
(3) デリバティブ取引 * 2	1,130	1,130	—

* 1：負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

* 2：デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、賃貸等不動産として、神奈川県の本社所在地及び長崎県その他の地域において、土地及び建物を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
9,659	9,768

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」等に基づいて、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	繊維事業	不動産事業	計		
レグウェア	11,365	—	11,365	—	11,365
インナーウェア	8,638	—	8,638	—	8,638
その他	—	21	21	624	645
顧客との契約から 生じる収益	20,004	21	20,025	624	20,649
その他の収益	—	559	559	—	559
外部顧客への売上高	20,004	580	20,584	624	21,209

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり介護用品の仕入、販売、グループホームの運営及び太陽光発電による売電であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,087円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 83円12銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,000	4,951	3,890	8,841	25	△413	△388
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△2	2	－
当期純利益						398	398
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2	401	398
当期末残高	20,000	4,951	3,890	8,841	22	△12	9

項 目	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,521	26,931	1,825	512	388	2,727	29,658
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
当期純利益		398					398
自己株式の取得	△1	△1					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			332	344	－	677	677
事業年度中の変動額合計	△1	396	332	344	－	677	1,073
当期末残高	△1,522	27,328	2,158	857	388	3,404	30,732

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

ただし、土地は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～65年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務として、自己都合要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、繊維製品の製造・販売を主な事業としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を引渡した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約

(ヘッジ対象) 外貨建予定取引

ヘッジ方針 為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 有形固定資産 13,307百万円 無形固定資産 1,162百万円

なお、当事業年度において繊維事業の有形固定資産2,069百万円及び無形固定資産1,161百万円を含む資産グループについて、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,691百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	207百万円
短期金銭債務	1,189百万円
3. 債務保証	
関係会社の金融機関との為替予約取引に対して債務保証を行っております。なお、期末日時点での契約残高は次のとおりです。	
株式会社レナウンインクス	1,954百万円
4. 担保資産及び担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	236百万円
土地	3,365百万円
計	3,601百万円
(2) 担保付債務	
1年内返済予定の長期借入金	187百万円
長期借入金	187百万円
計	374百万円
上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は4,950百万円であります。	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	79百万円
仕入高	7,640百万円
販売費及び一般管理費	512百万円
営業取引以外の取引による取引高	180百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,299,322株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	12百万円
貸倒引当金	1,056百万円
退職給付引当金	190百万円
減価償却超過額	957百万円
固定資産減損損失	1,653百万円
投資有価証券評価損	75百万円
関係会社株式評価損	250百万円
関係会社出資金評価損	67百万円
棚卸資産評価損	153百万円
未払金	26百万円
未払事業税	25百万円
税務上の繰越欠損金	2,056百万円
その他	184百万円

繰延税金資産小計

 6,710百万円

評価性引当額

 △6,701百万円

繰延税金資産合計

 9百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	9百万円
繰延ヘッジ損益	377百万円
その他有価証券評価差額金	831百万円

繰延税金負債合計

 1,218百万円

繰延税金負債の純額 1,208百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金（損） 774百万円

評価性引当額 △774百万円

土地再評価差額金（益） 1,286百万円

再評価に係る繰延税金負債の純額 1,286百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社レナ ウンインクス	100%	資金の援助	資金の返済	300	関係会社 長期貸付 金	1,715
			利息の受取	貸付金利息 (注1)	52		
			債務保証	債務保証 (注2)	1,954		
			役員の兼任				
	アツギ東北株 式会社	100%	資金の援助 利息の受取	貸付金利息 (注1)	57	関係会社 長期貸付 金	3,120
	神奈川スタッ フ株式会社	100%	資金の援助	資金の貸付	70	関係会社 長期貸付 金	400
			利息の受取	貸付金利息 (注1)	6		
	煙台厚木針織 有限公司	100%	繊維製品の 仕入	製品の購入 (注3)	4,257	買掛金	751
			原料等の代 理購買他	原料等の代 理購買他	693	流動資産 その他 (未収入金)	72
	厚木靴下（煙 台）有限公司	100%	繊維製品の 仕入	製品の購入 (注3)	2,498	買掛金	314
			原料等の代 理購買他	原料等の代 理購買他	391	流動資産 その他 (未収入金)	70
	煙台阿姿誼靴 下有限公司	100%	増資の引き 受け	増資の引き 受け(注4)	1,217	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済期限は期間5年としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 株式会社レナウンインクスに対する債務保証については、金融機関との為替予約取引に対して当社が債務保証を行っているものであります。なお、取引金額には期末日時点での契約残高を記載しております。

(注3) 価格等取引条件は、市場の実勢価格を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注4) 増資の引き受けについては、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,918円35銭
2. 1株当たり当期純利益	24円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。